

大津市立比叡平小学校児童送迎自動車運行業務に関する仕様書

1 趣旨

この仕様書は、大津市立比叡平小学校（以下「比叡平小学校」という。）に通学する大津市山中町在住の児童（以下「児童」という。）の登校時の自動車運行業務に対して適用する。

2 履行期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日まで。ただし、履行期間の満了する日から起算して90日前までに委託者及び受託者のいずれからも契約を更新しない旨の申出がないときは、当該満了する日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間を期間として更新するものとする。その更新は、2回を限度として行うことができる。

3 一般事項

児童の送迎にあたっては、比叡平小学校と十分打ち合わせを行うものとする。

災害発生、全国瞬時警報システム（Jアラート）発令等緊急時には、比叡平小学校と連携して対応するものとする。

児童の送迎にあたっては、道路運送法、道路交通法、道路法及びその他関係法令（労働基準法等労務管理を含む。）を遵守し、また運行に要する許可等を得て運送するものとする。

4 内容

(1) 運行日数

比叡平小学校の授業日等のうち、学校が指定する日（年間170日程度）

(2) 利用児童数

1名（年度途中の転出入による増減の可能性あり。）

(3) 運行時間（予定）

午前8時山中町発・午前8時10分比叡平小学校着（学校行事等に変更となる場合あり。）

(4) 運行経路

山中町停留所（京阪バス）から比叡平小学校までとする。

(5) 送迎車両

普通自動車とし、児童の送迎中は、大津市が貸与する表示（磁気ステッカー）を車体の左右に貼付すること。

(6) 運行者

受託者が配置すること。（極力限定すること。）

5 運行者の服務等

児童の送迎にあたっては、法令の定めるところにより安全運転に努めなければならない。また冬季の道路凍結、積雪等の悪条件下での運行にも備えること。さらに、受託者は、管理者を定めて児童の送迎に従事する運行者の指揮監督及び教育指導を行い、運行者は、健康に十分留意し、運行前にアルコールチェック及び検温等の健康チェックを行い、また健康診断を年1回以上受診するものとする。

6 事故等発生時の対応

児童の送迎に伴い事故等が生じたときは、受託者は速やかにその旨を大津市に報告し、自己の責任において事故の処理に当たらなければならない。この場合において受託者は、代車を手配するなど、児童の通学に支障が生じないよう必要な手段を講じるものとする。

7 守秘義務

受託者は、児童の送迎にあたり知りえた内容を外部に漏らし、又は本来の業務の目的以外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。また、個人情報等の取扱いについても同様とする。

8 委託料の支払い

委託料は、運行1回当たりの金額に当該月の運行回数を乗じた金額とし、月毎に支払う。なお受託者は、運行状況について大津市の指定する書面を添付しなければならない。

9 その他

運行経路、運行時間の変更など仕様書の細部及び仕様書に定めのない事項等については、大津市の指示に従うこととする。

その他、自動車運行において疑義が生じた場合は、受託者は大津市と協議し、その指示に従い対処するものとする。